

養父市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 3年度の人件費率
令和4年度	21,969人	18,242,707 千円	942,689 千円	3,049,281 千円	16.7%	15.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

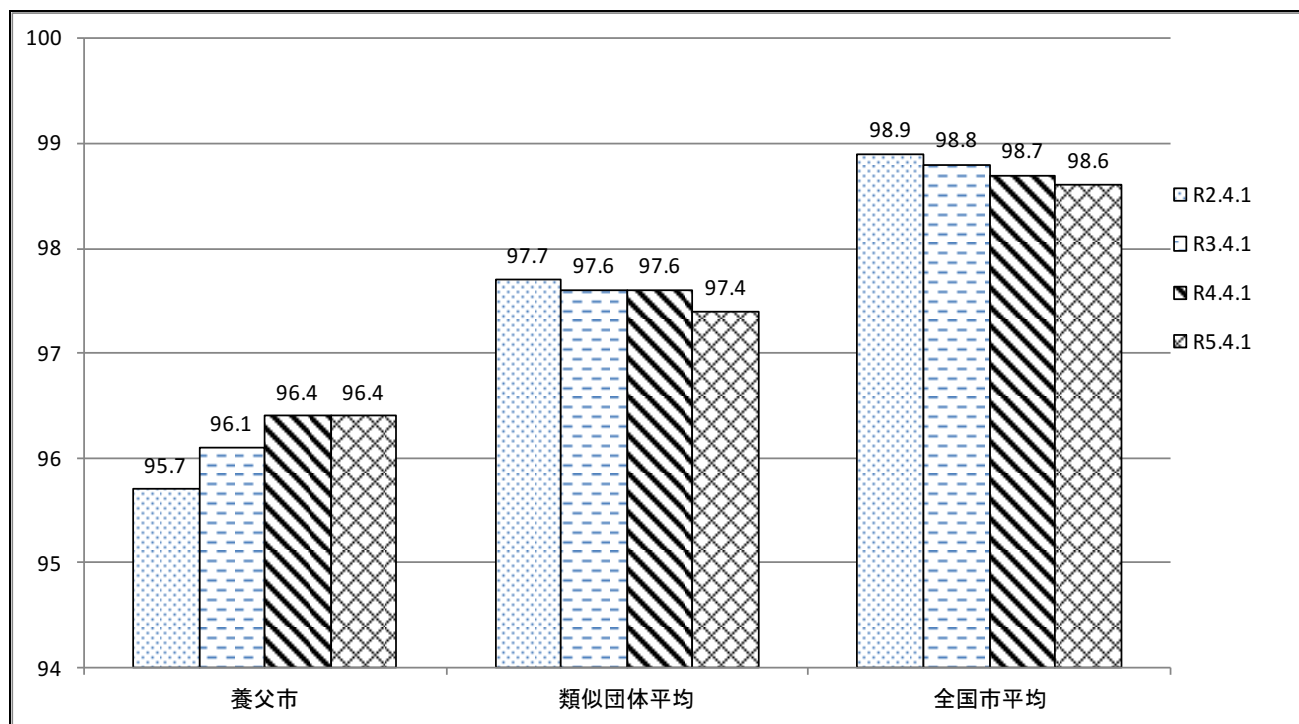
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類団平 均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤働手当	計 B		
令和4年度	257人	947,084 千円	223,744 千円	352,278 千円	1,523,106 千円	5,926千円	5,743千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均した

ものである。

【増減理由】 なし。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年階層については引き下げていない。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施している。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
養父市	42.8歳	319,900円	383,988円	350,692円
兵庫県	43.0歳	324,400円	420,481円	377,207円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	42.2歳	311,813円	374,912円	338,973円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
養父市	44.0歳	17人	297,100円	322,759円	302,865円	—	—	—	—
うち清掃 職員	53.8歳	2人	343,300円	368,650円	346,550円	廃棄物処理 業	47.3歳	310,800円	1.19
うち給食 調理員	36.0歳	5人	267,800円	285,500円	270,800円	調理師	44.7歳	254,300円	1.12
兵庫県	57.2歳	307人	336,600円	402,619円	369,138円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	52.7歳	11人	303,208円	326,229円	315,108円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
養父市	—	—	—
うち清掃職員	5,949,100円	4,321,100円	1.37
うち給食調理員	4,534,000円	3,351,700円	1.35

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～令和4年の3箇年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		養 父 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200円	191,700円	185,200円
	高 校 卒	154,600円	158,900円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	156,800円	151,900円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—

※令和5年人事院勧告反映前の数値です

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年～14年	経験年数 15年～19年	経験年数 20年～24年	経験年数 25年～30年
一般行政職	大 学 卒	257,300円	294,000円	344,800円	380,400円
	高 校 卒	244,900円	— 円	317,100円	351,000円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	339,600円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	335,600円

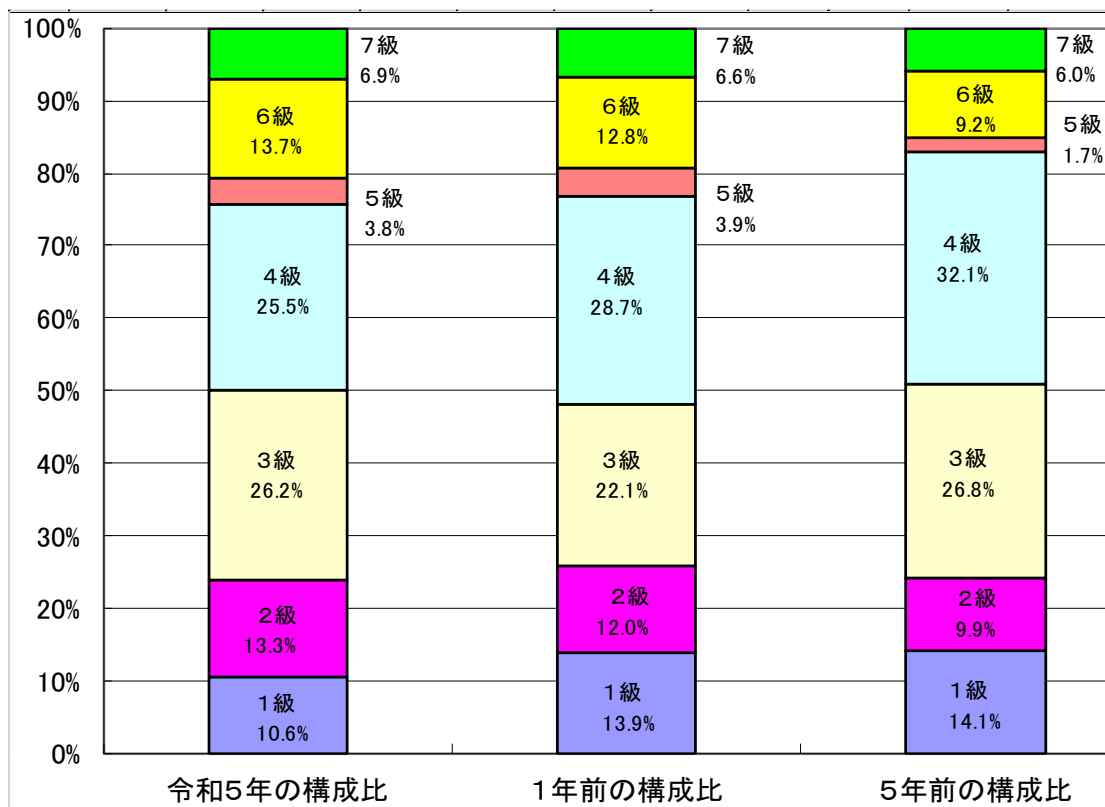
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

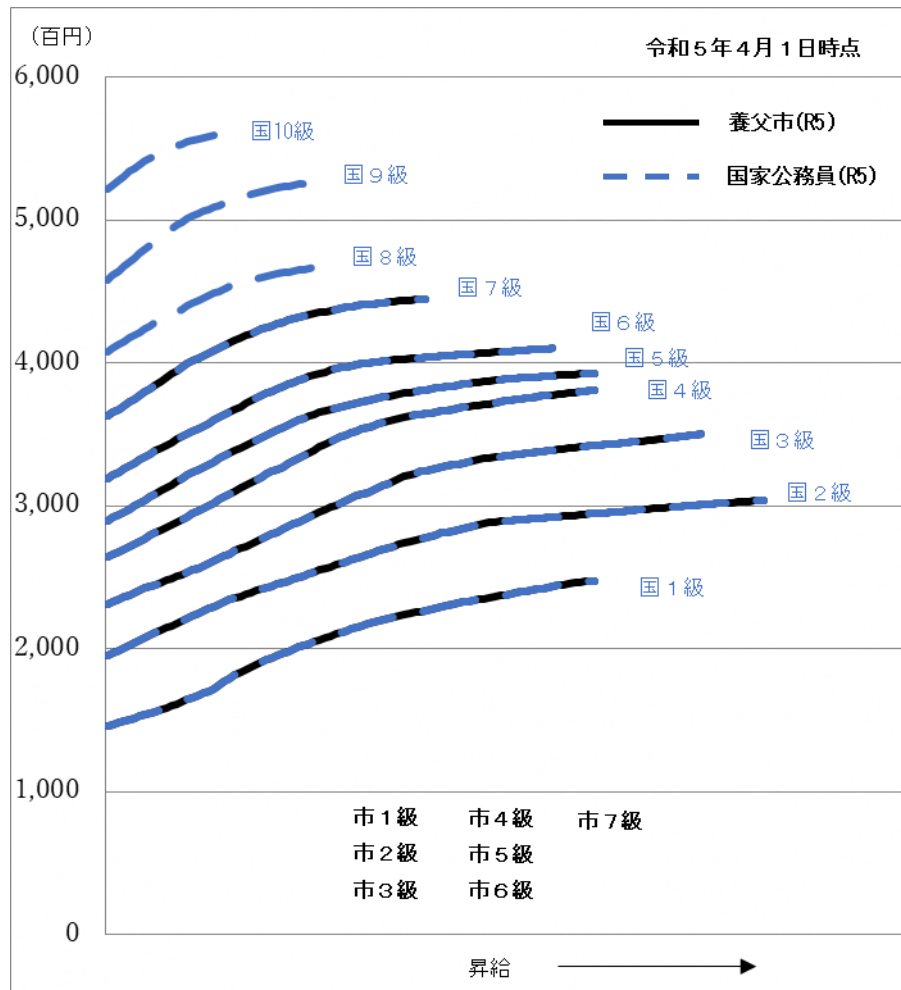
区 分	標準的な職務内 容	職員数 人	内 訳 人	構成比 %	1号給の 給料月額 円	最高号給の給 料月額 円
1級	主事	28	主事 18 技師 3 保健師 2 保育教諭 3 看護師 1 社会福祉士 1	10.6	162,100	249,400
2級	主事	35	主事 25 技師 1 司書 1 保健師 1 保育教諭 5 管理栄養士 1 歯科衛生士 1	13.3	208,000	305,200
3級	主査、副主幹	69	副主幹 16 主査 37 保育教諭 12 看護師 1 保健師 3	26.2	240,900	351,000
4級	主幹	67		25.5	271,600	382,000
5級	課長、副課長	10	課長 2 副課長 8	3.8	295,400	394,000
6級	課長	36		13.7	323,100	411,300
7級	部長	18		6.9	365,500	446,200

(注) 1 養父市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

養父市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,427 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,715 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20%(抑制後4~10%) 管理職加算 10~25%(抑制後5~10%)	(加算措置の状況) 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				

ロ 人事評価を実施していない				
----------------	--	--	--	--

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

養父市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	33.27075月分	勤続35年	39.7575月分	33.27075月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職時特例措置（2%～45%加算）			定年前早期退職時特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
12,244千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績（令和4年度決算）		669 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		289 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都	20%	0人	20%
神戸市	12%	1人	12%

(注) 地域手当は、神戸市の派遣者の実績

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		5,409千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		493,200円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		4.3%	
手当の種類（手当数）		21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務滞納処分事務手当	税務滞納処分従事職員	税務滞納処分業務	日額500円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業従事職員	感染症防疫作業	日額500円
危険困難作業手当	危険困難な作業に従事した職員	除雪作業・へい獣死廃処理、有害獣捕獲回収、環境衛生消毒作業	日額500円
行旅死亡人作業手当	行旅死亡人取扱作業従事者	行旅死亡人取扱業務	日額500円
清掃員（清掃主任）手当	清掃業務従事者で主任の職員	清掃業務	日額720円
清掃員手当	清掃業務従事者	清掃業務	日額620円
重機運転手当	重機の運転に従事した職員	もっぱら重機運転に従事	日額500円
医師手当（国保医師）	医師	医師業務	予算の範囲内で市長が定める額
医師往診手当	医師	医師の往診業務	予算の範囲内で市長が定める額
医師初任給調整手当	医師	医師業務	予算の範囲内で市長が定める額
医師歯科診医師手当	歯科医師	歯科医師業務	予算の範囲内で市長が定める額
看護師待機手当	看護師	看護師の休日の待機業務	1回1,000円

索道技術管理（管理者）手当	索道技術管理の従事者で管理者	索道技術管理業務（運行业務期間中）	月額20,000円
索道技術管理（補佐）手当	索道技術管理の従事者	索道技術管理業務（運行业務期間中）	月額10,000円
し尿収集処理作業手当	し尿収集処理作業従事者	し尿収集処理業務	日額810円
し尿収集処理作業（主任）手当	し尿収集処理作業従事者で主任の職員	し尿収集処理業務	日額1,050円
ごみ処理作業手当	ごみ処理業務従事者	ごみ処理業務	日額810円
ごみ処理作業（主任）手当	ごみ処理業務従事者で主任の職員	ごみ処理業務	日額1,050円
火葬作業手当	火葬業務従事職員	火葬業務	日額810円
歯科技工師手当	歯科技工師	歯科技工業務	日額960円
マイクロバス運転手当	マイクロバス運転従事者	マイクロバス運転業務	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	69,751千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	567千円
支給実績（令和3年度決算）	85,044千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	550千円

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）
扶養手当	(1)配偶者及び父母等6,500円 (2)満22歳にまでの間にある子1人10,000円 上記(2)のうち、満16歳になる年度から満22歳になる年度までの子がいる場合1人5,000円加算	同		34,108千円	270,698円
住居手当	借家 家賃に応じて28,000円を限度に支給（家賃12,000円を超える場合に限る）	同		11,816千円	310,947円
通勤手当	交通機関利用の場合 運賃相当額が55,000円以下は運賃等相当額 自動車等利用の場合 使用距離に応じて1,000円～31,600円	異	自動車等利用の場合（国2,000円～24,500円）	17,466千円	77,283円
単身赴任手当	単身赴任職員とその配偶者の居住間の交通距離に応じて23,000円から68,000円までの範囲	同		912千円	456,000円

休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中の勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の135	同		一千円	円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回につき4,400円	同		1,074千円	8,800円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職員 部長級 70,000円 次長級 63,000円 課長級 50,000円 参事級 40,000円 副課長級 32,000円	異	区分・額	35,192千円	617,403円
管理職特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等の勤務1回当たり、部長・課長級6,000円、副課長級4,000円	同		924千円	132,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	783,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000円 / 597,800円		
	副 市 町 村 長	630,000 円 () 円	816,000円 / 522,400円		
報 酬	議 長	430,000 円 () 円	580,000円 / 332,000円		
	副 議 長	340,000 円 () 円	510,000円 / 290,000円		
	議 員	310,000 円 () 円	480,000円 / 260,000円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和4年度支給割合) 4.25月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.95月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×0.40	15,034千円	任期終了時	
	備 考	給料月額×在職月数×0.24	7,258千円	任期終了時	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

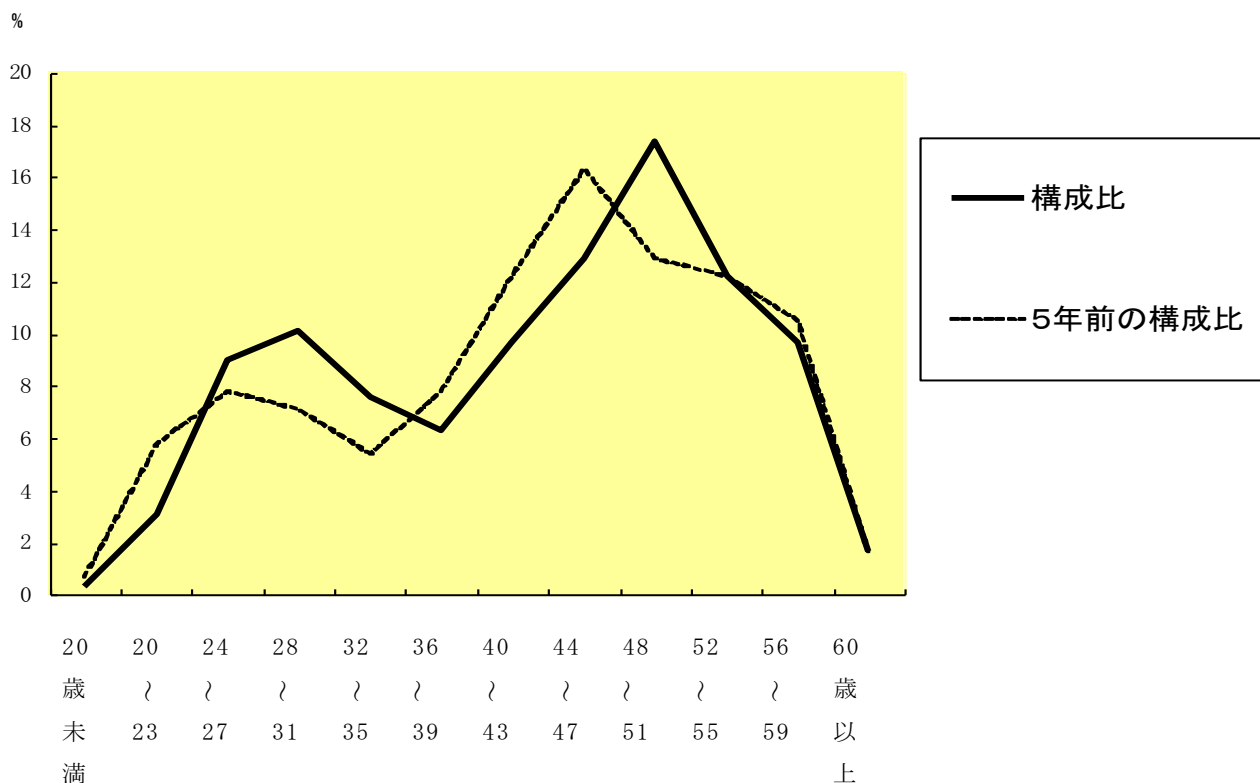
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員		対 前 年 増 減	主 な 増 減 理 由
			04年	05年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	異動による減 異動による増 異動による減 異動による増 退職による減 事務事業量の見直しによる増
		総 務	72	70	△2	
		税 務	12	13	1	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	19	18	△1	
商 工		7	7	0		
土 木		22	24	2		
民 生		65	64	△1		
衛 生	19	24	5			
	計	220	224	4	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数101.0人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72.92人)	
	教育部門	37	36	△1		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	257	260	3	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数118.0人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 90.92人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院 水 道 交 通 下 水 道 そ の 他		3	2	△1	退職による減 異動による増 派遣終了による減、異動による減
			7	7	0	
			0	0	0	
			6	7	1	
		14	12	△2		
	小 計	30	28	△2		
合 計		287 [332]	288 [332]	1	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数131.0人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 特別職は含めていない。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	9人	26人	29人	22人	18人	28人	37人	50人	35人	28人	5人	288人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	219	220	225	220	224	5(2.3%)
教育	35	34	37	37	36	1(2.8%)
消防	0	0	0	0	0	
普通会計計	254	254	262	257	260	6(2.4%)
公営企業等会計計	39	39	34	30	28	△11(△28.3%)
総合計	293	293	296	287	288	△5(△1.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業・下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	1,961,164 千円	△185,172 千円	80,712 千円	4.1%	4.2%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	16人	53,452 千円	8,372 千円	18,886 千円	80,712 千円	5,045 千円	6,018 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、R5年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (R5 4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
養父市	48.6歳	278,398 円	420,366円
団体平均	45.7歳	335,310 円	500,619円
事業者	—歳	—円	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

養父市		市町村団体平均	
1人当たり平均支給額(4年度) 1,268千円		1人当たり平均支給額(4年度) 1,438千円	
(4年度支給割合)		(4年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.90)月分	期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5%~10%		(加算措置の状況)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

養父市			市町村団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	—月分	—月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	—月分	—月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	—月分	—月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	—月分	—月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職時特例措置 (2%~20)			(退職時特別昇給 —)		

% 加算)	1人当たり平均支給額	千円
1人当たり平均支給額	—	
1人当たり平均支給額	—千円	—千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市全域	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	724千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	120,690円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	37.5%
手当の種類(手当数)	21

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	3,398千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	212千円
支給実績(令和3年度決算)	4,661千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	291千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)
扶養手当	(1)配偶者及び父母等6,500円 (2)満22歳にまでの間にある子1人10,000円 上記(2)のうち、満16歳になる年度から満22歳になる年度までの子がいる場合1人5,000円加算	同		千円 1,798	円 112,369
住居手当	借家 家賃に応じて28,000円を限度に支給(家賃16,000円を超える場合に限る)	同		千円 330	円 330,000

通勤手当	交通機関利用の場合 運賃相当額が55,000円 以下は運賃等相当額 自動車等利用の場合 使用距離に応じて1,000 円～31,600円	異	自動車等利 用 の 場 合 (国2,000 円～24,500 円)	千円 1,138	円 81,250
単身赴任手当	単身赴任職員とその配 偶者の居住間の交通距 離に応じて23,000円か ら68,000円までの範囲	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日における正規の勤 務時間中の勤務1時間 につき、勤務1時間当 たりの給与額の100分の1 35	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務 1回につき4,200円	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位に ある職員のうち、規則 で指定する職員 部長級 70,000円 次長級 63,000円 課長級 50,000円 参事級 40,000円 副課長級 32,000円	異	区分・額	千円 984	円 492,000
管理職特別勤 務手当	管理職が臨時又は緊急 の必要その他の公務の 運営の必要により、週 休日又は休日等の勤務 1回当たり、部長・課長 級6,000円、副課長級4, 000円	同		0 千円	0 円